

# 公募型プロポーザルに関する公告

プロポーザルの公募について、次のとおり公告する。

プロポーザルを提出しようとする者は、下記により関係書類を作成のうえ提出すること。

令和4年6月8日

茨城県知事 大井川 和彦

## 1 業務内容等

### (1) 業務名

茨城県女性活躍・働き方改革ポータルサイト構築業務

### (2) 業務内容

別紙「茨城県女性活躍・働き方改革ポータルサイト構築業務委託」契約書及び仕様書のとおり

### (3) 委託事業の実施期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

## 2 資格要件

企画提案競争に参加しようとする者は、次の要件をすべて満たす者であること。

- (1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく物品調達等競争入札参加有資格者名簿(大分類:コンピュータ関連サービス)に登録されている者であること。

なお、新規に入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ、次に示す場所に申請すること。申請は随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

申請書の入手、提出及び問い合わせ先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875(直通)

- (2) 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札への参加制限を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (5)茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。
- (6)当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- (7)本事業と同種又は類似の業務を受託した経験を有する者であること。
- (8)茨城県内に本店または支店を有すること。

### 3 手続等に関する事項

#### (1)担当部局

茨城県産業戦略部労働政策課（担当：會澤）

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

電話 029 - 301 - 3635 FAX 029 - 301 - 3649

#### (2)受託者公募に関する説明書の交付

##### ア 交付期間

公告から令和4年6月24日（金）（土日祝日を除く）までの  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

##### イ 交付場所

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県産業戦略部労働政策課内

茨城県物品役務入札情報サービスからダウンロードすることもできます。

URL <http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Acceptor>

#### (3)質疑受付・回答

ア 質疑方法 「企画提案競争に関する質問書」（様式6号）による。

イ 質疑受付期間 公告から令和4年6月14日（火）午後5時まで

ウ 質疑への回答方法 全ての質疑を一括して令和4年6月16日（木）までに電子メールにより回答する。

なお、企画提案書の審査に係る質問には回答できません。

#### (4)参加申込方法

ア 提出物 「企画提案競争参加申込書」（様式第1号）

イ 提出先 (1)に同じ

ウ 提出方法 郵送または持参

エ 提出期限 令和4年6月17日（金）午後5時（必着）

#### (5)企画提案書等の提出方法

ア 提出書類 「茨城県女性活躍・働き方改革ポータルサイト構築業務委託受託者公募に関する説明書」6のとおり

イ 提出先 (1)に同じ

ウ 提出方法 郵送または持参

エ 提出期限 令和4年6月24日（金）午後3時（必着）

#### 4 審査方法及び結果の通知

提案書類及び審査会の審査結果に基づき、受託候補者を1事業者選定する。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

#### 5 その他

(1)書類等の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2)提出された企画提案書については、後日ヒアリングを行うことがある。

(3)企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

なお、提出された企画提案書は、返却しない。また、複数の企画提案書の提出は不可とする。

(4)企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。

(5)提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。

(6)その他詳細は、受託者公募に関する説明書及び仕様書による。